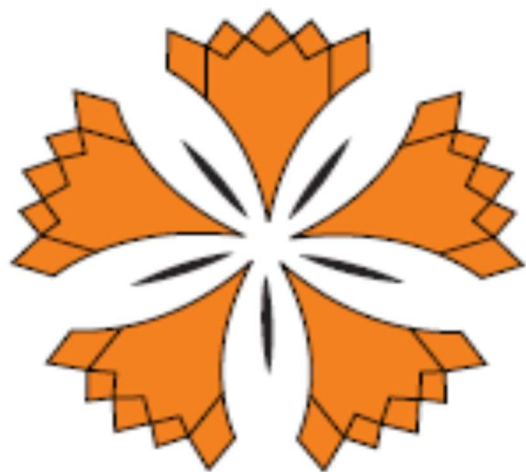


浪速区運営方針 用語解説



浪速区の花 なでしこ

令和3年4月

浪速区役所

浪速区運営方針における主な用語の意味及び用法は、次のとおりとする。

	用語	説明・解説
あ 行	アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、自ら相談できない人や孤立死のリスクが高い世帯に対し、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いてねばり強くコミュニケーションをとり関係を構築する働きかけ。
	青色パトロール車	犯罪・事故等の未然防止や抑止力となることを目的に、区内を巡回パトロールする青色回転灯を装備した区役所所有の車両。 通学路などの安全確保や防犯啓発をはじめ、選挙や重要なお知らせの広報を行っている。
	ESCO事業 (えすこじぎょう)	既存施設の省エネルギー改修において、民間事業者が改修内容の提案から設計・施工、維持管理、資金調達まで包括的なサービスを提供し、その結果得られるエネルギー削減効果を保証し、光熱水費の削減を図る事業。
	NNP (なにわ・なでしこ・パトロール隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・なにわ・なでしこ・パトロール隊の通称。 ・青少年の非行防止と街頭犯罪の抑止を図る目的で結成された。 ・区内を区民・企業とともに、月に1回程度主に夜間に巡回パトロールを実施。
	大阪市通学路安全プログラム・大阪市通学路安全推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市通学路安全プログラムは、平成24年に全国的な登下校中の児童生徒の死傷事故や、平成30年の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故、同年の他都市での登下校時の不審者事案による死亡事故を受けて本市で策定されたもの。 ・児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全・防犯・防災の3つの観点で通学路の安全確保を図ることを目的に、学校、区役所、関係機関（道路管理者、交通管理者等）が連携して、通学路の調査、対策必要箇所の抽出、対策の検討・具体化につなげる取組を行っている。 ・大阪市通学路安全推進会議は、各区・各校区レベルでの上記プログラムの取組が円滑に進むよう、道路管理者（国土交通省大阪国道事務所や大阪市建設局）、交通管理者（大阪府警察本部）、教育委員会事務局、区役所（こども・教育部会と安全・環境・防災部会の代表区）等、全市レベルでの関係機関の連携を図るための会議。

	用語	説明・解説
か 行	街頭犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・多発する様々な犯罪の中で、住民の身の回りで発生しやすい犯罪の総称で、大阪府警の場合は下記の7犯罪を示す。 ・「ひったくり」「路上強盗」「自動車盗」「車上ねらい」「部品ねらい」「オートバイ盗」「自転車盗」を街頭犯罪として集計している。
	学習言語能力	<p>私たちがふだん会話する時は「生活言語能力」という言葉の力を使っており、「犬」「走る」など具体的なことを表す言葉が多く、日常生活でコミュニケーションする中で、自然に身につく言語能力。対して、学校の授業や教科書で、国語・算数などの教科を学ぶ時の用語を使える力を「学習言語能力」と呼び、「主語述語」「文法」「公式」「定理」など、ふだんあまり使わず、日常生活だけで自然に身につけることが難しい言葉や、抽象的・概念的な言葉を、その本質を理解して使える力のこと。</p>
	区民アンケート	<p>区民の多様な意見やニーズを把握し、その結果を区の事業実施や事業改善の参考とし、区政運営をより一層充実させることを目的に住民基本台帳より無作為に抽出した区民を対象に実施しているアンケート調査。</p>
	ごみゼロ大作戦	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動を通じて地域交流を促す目的で2018年より実施。 ・毎回、区内外からのボランティア参加と、企業やNPO、各種学校など多くの参画により実施している社会貢献活動。
さ 行	災害時避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時等において、自宅が倒壊または焼失した場合や自宅にいと危険な場合など、一定期間避難する必要がある際に宿泊や給食などを提供できる施設。 ・区域ごとに小・中学校、高等学校などを災害時避難所に指定している。 <p>「広域避難場所」：大規模な火災が発生し、被害が拡大する恐れのあるときなど、多くの方が避難する必要があるときの避難場所で浪速公園や天王寺公園など。</p> <p>「一時避難場所」：避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における一時的に避難するための安全な空間として、近隣の広場や公園などを指定。</p>

	用語	説明・解説
さ 行	自主防災組織	<p>住民の一人ひとりが「自らの命は自らで守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の考え方にたって、地域の住民による自主的な防災活動を実施する組織。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自助」：災害が発生した時に自分自身の身の安全を守る事。 ・「共助」：地域や周囲の人たちが協力して助け合う事。 ・「公助」：市町村や消防、警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助の事。
	自転車啓発指導員	<p>(放置自転車等の未然防止と歩行者通行の安全を確保することを目的に実施している区の委託事業)</p> <p>駅のターミナルを中心に自転車利用者へ啓発指導や駐輪場への案内・誘導などを行っている指導員。</p>
さ 行	社会福祉協議会（社協）	<p>地域福祉の向上を目的として、地域住民及び公私の福祉機関・団体により構成された社会福祉法に基づく営利を目的としない民間福祉団体。一人ひとりの人権が尊重され、「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざして、公私協働により地域課題に応じた福祉サービスの開発・実施や住民活動の支援、広報活動、ネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を企画運営している。</p>
	ジュニア防災リーダー	<p>地域の防災力向上のため、災害時における地域防災の役割を担ってもらおう小学生・中学生・高校生などの若年層に対して、防災の知識と危機意識を醸成・教育し次世代の人材育成にもつなげるもの。</p> <p>(東日本大震災でも中学生が被災地での中心的役割を担った)</p>
	世代をつなぐ地域防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に即戦力となりうる中学生に対して、防災の知識やスキルを身につける実践的な訓練で、主に土曜授業で実施。 ・地域住民との連携が不可欠であるため地域防災リーダーとともに一緒に行う地域防災訓練のひとつ。
	スクリーニング会議	<p>日ごろから子どもたちの様子を見る機会の多い小中学校の先生の気づきから、課題を抱える子どもたちを発見し、その課題を把握し整理したうえで関係機関が集まり、課題解決に向けた支援方法の検討や役割分担などを決定する会議。</p>

	用語	説明・解説
た 行	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	誰もが安心して暮らせるよう、地域と行政が一体となって地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現することを目的とした事業。
	地域福祉サポーター	住民同士のつながり作りによる社会からの孤立感の解消に向け、食事サービスやサロン等の運営支援や活用、見守り活動の一翼を担うとともに、身近な相談窓口として、区役所が区社会福祉協議会に業務委託をして各地域に配置している人員のこと。
た 行	地域防災リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に、災害を防止、軽減、予防する、住民による自主的な地域防災活動の重要性が再認識され、大阪市では平成8年7月に組織化。 ・大規模災害時には、隣接住民の先頭に立って初期消火救出救護活動を行い、平常時には地域住民に、防災啓発を行い、災害に対応できるよう防災訓練、防災に必要な知識や技術を習得している。
	地域見守り会議	「見守りネットワーク強化事業」の一部として、要援護者名簿に掲載された方や近所づきあいがなく外出しない方、福祉サービスが必要と思われるが利用していない方などに対する見守り活動の必要性や留意点、緊急時の対応などを理解・情報共有するために、区社会福祉協議会や地域団体、民生委員等で構成され地域毎に実施している会議。
	津波避難ビル	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の際、大津波警報、津波警報発令が発令された場合一時的に避難する施設。 ・学校や市営住宅などの公共施設や、民間事業所などの協力を得たビルを指定しており、3階以上の避難スペースに避難。
な 行	日本語サポーター	区内の市立小・中学校で、帰国・来日等の外国にルーツをもつ、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校生活でのコミュニケーションのサポート、学習支援などをしていただくボランティア(有償)
	ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・養育の放棄・怠慢。 ・児童虐待防止法で定義される4つの虐待(身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)のひとつ。 <p>適切な衣食住の世話をせず放置するなど、保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為。</p>

	用語	説明・解説
な 行	年金情報による職権処理	年金事務所からの国民年金資格喪失情報により、国民健康保険の資格喪失の届出勧奨を行い、適用終了処理または必要に応じた職務権限による喪失処理により資格の適正化を図る。
は 行	避難所開設運営訓練	災害時避難所を開設し初期の災害時避難所の運営に関する訓練。災害時に備えて、地域の自主防災組織によって行われている。
	フードドライブ	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で余っている保存可能な食べ物を募り、「生活協同組合おおさかパルコープ」を通じて、必要とする福祉団体や施設、子どもの居場所活動団体などに寄附する活動。 ・区役所・区民センター・区社会福祉協議会で常時受け付けており「SDGs（持続可能な開発目標）」※、子どもの健全育成と食品ロス問題などの啓発でもある。 <p>※持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指して、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された世界共通の目標。大阪市でもSDGs達成に向けて全市をあげて取り組んでいます。</p>
ま 行	マルチパートナーシップ	多様な協働ともいい、地域活動協議会のめざすものでもある。市民や企業、行政などの多様な主体が様々な関係を結んで、社会的な課題の解決、まちづくりを進めていく協力関係。
	見守り相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の実施体制として、室長・管理者・福祉専門職のワーカーを配置し、区社会福祉協議会に設置して、主に次の3つの取組みを進めている。 ・①要援護者を地域での見守りにつなぐ②孤立世帯等への専門職による対応③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

	用語	説明・解説
や 行	要援護者名簿	<p>大阪市が抽出した「『要援護者情名簿の基となる行政情報リスト(※)』や地域で見守りが必要と思われる方のうち、自身の情報を地域見守り活動のため、地域団体に情報提供することに同意された方を取りまとめた名簿。</p> <p>※次のいずれかの要件を満たしている方を一覧にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護認定で要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上 ・重度障がい(身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1級) ・視覚障がい・聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級 肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級 ・人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者
ら 行	落書き消去活動支援事業	<p>“落書き”はまちの美観を損ねるだけでなく、さまざまな街頭犯罪の温床となっている。安全で安心して暮らせるまちを実現するため、日々増え続ける“落書き”に対し、区民が自主的に行う落書き消去活動を支援・促進し、必要な資材等を貸与する事業。</p>
	利用者支援専門員	<p>子どもまたはその保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所での教育・保育や、一時預かり、地域の子育て支援事業などを利用する際に、適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報の提供や個々の家庭の視点に立った相談援助、利用サポートを行う支援専門員を区役所に2名配置している。</p>
わ 行	ワンオペ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンオペレーションの略 ・もとは深夜のコンビニエンスストアや飲食店において一人で、すべての業務をこなさなければならない状況のことを指す和製英語。そこから派生し、仕事、家事、育児のすべてを一人でこなしている状況をワンオペ育児と呼ばれる。